# 第5章 大 気 環 境



燃料電池自動車

# 第5章 大気環境

#### 1 大気汚染の概要

大気汚染は、主に化石燃料の燃焼等により発生します。その原因物質としては、工場などの重油の燃焼によって発生する硫黄酸化物、工場や自動車から排出される窒素酸化物や浮遊粉じん、自動車排出ガス中に含まれる一酸化炭素、有機溶剤使用施設や自動車から排出される炭化水素及び太陽の照射を受けて、炭化水素類、窒素酸化物等が化学変化を起こし二次的に発生する光化学オキシダントなどがあります。また、最近では地球の温暖化、ダイオキシン類、酸性雨、オゾン層破壊等の問題が取り上げられています。

刈谷市では、かりがね小学校と依佐美中学校及び東境町に大気汚染自動測定機を設置し、風向、 風速、二酸化硫黄、一酸化窒素及び二酸化窒素の汚染状況の監視を行っています。なお、刈谷市 役所内には、愛知県の大気汚染測定局が設置され、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及 び光化学オキシダントの自動測定監視を行っています。

今後とも、自動測定によるほか、降下ばいじん量、酸性雨の調査や工場への立入調査を行ない、 積極的に大気汚染防止に対処していく方針です。

また、ダイオキシン類の環境調査の結果については、第9章で記載しています。

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる 環境上の条件として定められた基準です。環境基準は行政上の目標となるべきものであり、汚 染度の高い地域ではその早期達成が、また、汚染度の低いところではその維持保全が必要とな ります。

現在設定されている大気汚染に係る環境基準は次のとおりです。

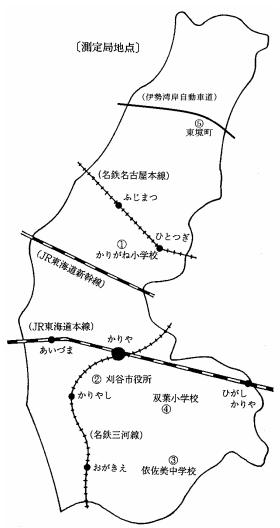
物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光 化 学 オキシダント
環境上の条件	均値が 0.04ppm 以下であり、か つ、1時間値が	均値が 0.04ppm から 0.06ppm ま でのゾーン内又	均値が 10ppm 以 下であり、かつ、 1時間値の8時間	つ、1 時間値が 0 20 mg/m <sup>3</sup> 以下	ppm 以下である こと。

#### 2 大気測定結果

#### (1) 大気汚染測定局及び測定項目

地点			測		定	-	項	目
番号	測定局	$SO_2$	$NO_x$	SPM	OX	風向 風速	酸性雨	その他
1)	かりがね小学校	0	0			0		○ 降下ばいじん量
2	刈谷市役所		•	•	•	•	0	
3	依佐美中学校	0	0			0		
4	双葉小学校							○ 降下ばいじん量
(5)	東境町		0	0		0		○ 騒音

●県調査 ○市調査



#### 〔測定項目と測定方法〕

測定項目	測 定 方 法
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	紫外線吸光法
室素酸化物(NO <sub>x</sub> ) {二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) 一酸化窒素(NO)	化学発光法 ザルツマン試薬を用いる 吸光光度法 (刈谷市役所)
浮遊粒子状物質	β線吸収法
(SPM)	
光化学オキシダント	中性ヨウ化カリウム溶液
(OX)	を用いる吸光光度法
降下ばいじん量	デポジット・ゲージ法
風 向 ・ 風 速	超音波パルス式
酸性雨	1 降水全量採取法

#### (2) 二酸化硫黄

#### 二酸化硫黄の環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

#### 環境基準の長期的評価

年間にわたる1日平均値の高い方から2%の範囲にある値を除外した値が0.04ppm を超えないことに加え、1日平均値が0.04ppm を超えた日が2日以上連続しないこと。

#### ア 自動測定機による二酸化硫黄測定結果

二酸化硫黄は、硫黄分を含んだ燃料を燃焼する際、燃料中に含まれる硫黄分が二酸化硫黄となり大気中に放出されることが主な発生の原因となっています。近年、工場や事業所等では、使用する燃料を高硫黄重油から硫黄含有量の少ない低硫黄重油、灯油及びガスへの転換が進んだことにより、環境基準を大きく下回っています。

#### イ 二酸化硫黄経年変化

かりがね小学校

項目	有効測 定日数	測定時間	年 平均 値	ppm を	直が 0.1 超えた時 その割合	ppm を	が 0.04 と超えた その割合	1 時間値 の最高値	日平均値 の 2 % 除 外 値	日平均値が 0.04 ppm を超えた日 が 2 日以上連続 したことの有無	環境基準 の 適 否
度 \	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(適○・否×)
12	334	8282	0.007	0	0	0	0	0.066	0.017	0	$\circ$
13	355	8589	0.006	0	0	0	0	0.085	0.015	0	0
14	327	8058	0.005	0	0	0	0	0.058	0.017	0	0
15	339	8379	0.004	0	0	0	0	0.033	0.011	0	0
16	361	8677	0.001	0	0	0	0	0.043	0.005	0	0
17	363	8687	0.001	0	0	0	0	0.046	0.004	0	0
18	359	8611	0.001	0	0	0	0	0.045	0.004	0	0
19	364	8690	0.001	1	0	0	0	0. 284	0.004	0	0

#### 依佐美中学校

項目年度	有効測 定日数	測定時間	年 平均 値	ppm を	直が 0.1 超えた時 その割合	ppm を	が 0.04 : 超えた その割合	1 時間値 の最高値	日平均値 の 2 % 除 外 値	日平均値が 0.04 ppm を超えた日 が 2 日以上連続 したことの有無	環境基準の 適 否
度	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(適○・否×)
12	331	8299	0.006	0	0	0	0	0. 188	0.014	0	0
13	348	8555	0.006	3	0	2	0.6	0.093	0. 013	×	×
14	331	8297	0.004	0	0	0	0	0.058	0.010	0	0
15	342	8388	0.003	0	0	0	0	0.040	0.008	0	0
16	362	8664	0.001	0	0	0	0	0.034	0.004	0	$\circ$
17	363	8687	0.001	0	0	0	0	0.046	0.004	0	0
18	363	8672	0.001	0	0	0	0	0.018	0.005	0	0
19	365	8708	0.001	0	0	0	0	0. 017	0.003	0	0

#### (3) 窒素酸化物

#### 二酸化窒素の環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

#### 環境基準の長期的評価

年間にわたる1日平均値の低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。

#### ア 自動測定機による二酸化窒素測定結果

二酸化窒素については、4 測定点とも、測定値は 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内であり環境基準に適合しました。

窒素酸化物は、工場からの排出だけでなく、自動車排出ガスの影響を多分に受けているため、個々の自動車に対する排出ガス規制に加えて、物流対策や交通流対策等、総合的施策を推進することが望まれます。そうした中、ハイブリッド自動車や天然ガス自動車などの低公害車の技術研究、普及も推し進められています。刈谷市では低公害車購入費補助事業を平成11年度から実施しています。また、平成14年度から16年度まで最新規制適合車早期代替促進費補助事業を実施し、NOx・PM法の定める排出基準を満たさない自動車の早期の買い換え促進に努めました。

一方、自動車は私達にとって必要度の高いものですが、同一方向への相乗りや一人ひとりスピードを控えたり、空ぶかし、不必要なアイドリングをしないよう心がけることによって、汚染が少なくなるよう努力することも大切です。

#### イ 二酸化窒素経年変化

かりがね小学校

項目	有効測 定日数	測 定時 間	年 平均 値		0.06ppm を (とその割合	日平均値が( 0.06ppm) とその割合	).04ppm 以上 以下 の日数 ·	1 時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 9 8 % 値	環境基準の 適 否
度	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適〇·否X)
12	305	7389	0.022	1	0.3	35	11.5	0.301	0.051	$\circ$
13	340	8199	0.026	0	0	49	14. 4	0.084	0.051	$\circ$
14	350	8443	0.026	1	0.3	58	16.6	0.091	0.051	$\circ$
15	304	7489	0.028	0	0	42	13.8	0.093	0.050	$\circ$
16	360	8664	0.022	0	0	15	4. 2	0.079	0.041	$\circ$
17	363	8677	0.023	0	0	14	3.9	0.096	0.043	$\circ$
18	359	8602	0.023	0	0	8	2. 2	0.073	0.040	0
19	363	8680	0.021	0	0	5	1.4	0.077	0.039	0

#### 刈谷市役所

項目	有効測 定日数	測 定時 間	年 平均 値		0.06ppm を (とその割合		0.04ppm 以上 以下 の日数	1 時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 9 8 % 値	環境基準 の 適 否
度	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適〇·否×)
12	363	8708	0.027	0	0	47	12. 9	0.085	0.048	$\circ$
13	359	8622	0.028	0	0	51	14. 2	0.082	0.050	$\circ$
14	363	8693	0.029	0	0	71	19.6	0.083	0.052	$\circ$
15	364	8739	0.029	0	0	65	17. 9	0.090	0.050	0
16	357	8623	0.028	0	0	50	14. 0	0.085	0.049	$\circ$
17	365	8726	0.029	1	0.3	57	15.6	0. 107	0.051	$\circ$
18	362	8697	0.028	0	0	53	14. 6	0.082	0.048	$\circ$
19	366	8731	0.028	0	0	39	10. 7	0.081	0.046	0

# 依佐美中学校

項目	年		0.06ppm を (とその割合	日平均値が( 0.06ppm . とその割合	0.04ppm 以上 以下 の日数	1 時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 9 8 % 値	環境基準の 適 否		
度	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適○·否×)
12	364	8719	0.023	0	0	31	8.5	0.081	0.047	0
13	336	8046	0.029	5	1.5	66	19. 6	0. 137	0.060	0
14	309	7462	0.022	0	0	29	9.4	0.057	0.049	0
15	315	7921	0.018	1	0.3	12	3.8	0. 117	0.043	0
16	360	8652	0.019	0	0	7	1.9	0.072	0.039	0
17	363	8675	0.021	0	0	13	3.6	0.085	0.042	0
18	348	8344	0.021	0	0	7	2.0	0.119	0.039	0
19	237	5695	0.020	0	0	5	2. 1	0.068	0.039	0

### 東境町

項目	有効測 定日数	測定間	年 平均 値	日平均値が超えた日数	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数とその割合		0.04ppm 以上 以下 の日数 、	1 時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 98%値	環境基準の 適 否
度	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適○·否×)
16	361	8668	0.020	0	0	7	1.9	0.083	0.039	0
17	362	8675	0.022	0	0	9	2.5	0. 111	0.042	0
18	360	8666	0.023	0	0	6	1.7	0.079	0.039	0
19	358	8642	0.021	0	0	4	1. 1	0. 117	0.037	0



# ウ 年間の窒素酸化物 $(NO+NO_2)$ の測定値の状況

## (ア) 年間測定結果

測定品	区分	有郊側定日数	測定時間	年平 均値	日平均値 ppm を 数と割合			\$ 0.04ppm 8ppm 以下 恰	1時間値 の最高値	日平均 値の年 間98%値	年平均値 NO <sub>x</sub> (NO+NO <sub>2</sub> )
局	測定項目	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(%)
かり	一酸化窒素 (NO)	363	8680	0. 012	_			_	0. 292	0.057	_
りがね小	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	363	8680	0. 021	0	0	5	1.4	0. 077	0.039	_
小学校	窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )	363	8680	0. 033	_	1		_	0. 330	0.096	64. 5
ĮIK	一酸化窒素 (NO)	362	8731	0. 015	_	_	_	_	0. 299	0.066	_
刈谷市役所	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	362	8697	0. 028	0	0	53	14. 6	0. 082	0.048	_
所	窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )	366	8731	0.045		1			0. 350	0. 111	62. 7
佐佐	一酸化窒素 (NO)	237	5695	0.008	_	_	_	_	0. 160	0.037	_
依佐美中学校	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	237	5695	0. 020	0	0	5	2. 1	0.068	0.039	_
字校	窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )	237	5695	0. 028	_	_	_	_	0. 204	0.072	72. 3
東	一酸化窒素 (NO)	358	8642	0. 015	_	_	_	_	0. 197	0.058	_
境	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	358	8642	0. 021	0	0	4	1. 1	0. 117	0. 037	
町	窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )	358	8642	0.036	_	_	_	_	0. 249	0.094	59. 4

# (イ) 窒素酸化物 $(NO+NO_2)$ の経年変化

(単位:ppm)

地点	年度	13	14	15	16	17	18	19
	NO	0.024	0.016	0.014	0.014	0.014	0. 013	0. 012
かりがね小学校	$\mathrm{NO}_2$	0.026	0.028	0.022	0. 023	0.022	0. 023	0.021
	NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub>	51.7%	63.1%	61.2%	61.7%	61.2%	63.9%	64.5%
	NO	0.021	0.023	0.020	0.021	0.020	0.017	0.015
刈谷市役所	$\mathrm{NO}_2$	0.029	0.029	0.028	0.029	0.028	0.028	0.028
	NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub>	57.8%	56.2%	58.1%	58. 2%	58.1%	61.7%	62.7%
	NO	0.019	0.010	0.009	0.011	0.009	0.009	0.008
依佐美中学校	$\mathrm{NO}_2$	0.022	0.018	0.019	0.021	0.019	0.021	0.020
	NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub>	53.0%	63.5%	68.3%	66.0%	68.3%	69.2%	72.3%
	NO	_	_	0.010	0.014	0.010	0.016	0.015
東境町	$\mathrm{NO}_2$			0.020	0.022	0.020	0.023	0.021
	NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub>	_	_	66.0%	60.6%	66.0%	59.3%	59.4%

#### (4) 浮遊粒子状物質

#### 浮遊粒子状物質の環境基準

1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

#### 環境基準の長期的評価

年間にわたる 1 日平均値の高い方から 2%の範囲にある値を除外した値が 0.10mg/m³以下を超えないことに加え、1 日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

#### ア 自動測定機による浮遊粒子状物質測定結果

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μ m (1mの 100 万分の 1) 以下のものをいいます。浮遊粒子状物質は、工場の燃焼に伴い発生するすすや自動車の排出ガス、また土壌の飛散などの自然界からも影響を受けています。

刈谷市役所において、平成19年度は環境基準を達成できませんでした。また東境町においては、基準を達成しています。今後とも燃焼設備の適正な管理等が必要です。

#### イ 浮遊粒子状物質経年変化

#### 刈谷市役所

項目	有 効 測 定 数	測定時間	年平均値	mg/m³ $\frac{7}{2}$	動 0.20 と超えた とその割	mg/m³ $\frac{7}{2}$	動が0.10 を超えた その割合	1 時間値 の最高 値	日平均 値 の2% 除外値	日平均値が 0 . 1 0 mg/m³を超えた 日が2日以上連続したことの有 無	環境基準 の 適 否
度	(日)	(時 間)	$(mg/m^3)$	(時 間)	(%)	(日)	(%)	$(mg/m^3)$	$(mg/m^3)$	(有×・無○)	(適○·否×)
12	363	8724	0.043	9	0.1	3	0.8	0.307	0.093	0	0
13	359	8641	0.045	4	0	5	1.4	0. 217	0.094	0	0
14	364	8707	0.040	4	0	2	0.5	0.322	0.086	0	0
15	357	8601	0.036	0	0	0	0	0. 190	0.076	0	$\circ$
16	364	8724	0.028	0	0	0	0	0. 165	0.060	0	0
17	363	8710	0.032	0	0	1	0.3	0. 196	0.083	0	0
18	365	8726	0.030	5	0.1	0	0	0. 296	0.072	0	0
19	365	8736	0.027	11	0.1	4	1.1	0.310	0.067	×	×

#### 東境町

項目	有 効 測 定 数	測定時間	年平均値	mg/m³ $\frac{7}{6}$	1 時間値が 0.20 mg/m³ を超えた 時間数とその割 合		日平均値が0.10 mg/m³ を超えた 日数とその割合		日平均 値 の2% 除外値	日平均値が 0 10 mg/m³を超えた 日が2日以占連 続したことの有 無	環境基準 の 適 否
度	(日)	(時 間)	(mg/m³)	(時 間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)	(有×・無○)	(適○·否×)
16	355	8542	0.028	0	0	0	0	0. 166	0.061	0	$\circ$
17	363	8745	0.030	0	0	1	0.3	0. 185	0.073	0	$\circ$
18	359	8613	0.027	10	0.1	1	0.3	0.325	0.066	0	$\circ$
19	366	8763	0.016	4	0	1	0.3	0.208	0. 133	0	0

#### (5) 光化学オキシダント

#### 光化学オキシダントの環境基準

1時間値が 0.06ppm 以下であること。

#### 環境基準の長期的評価

年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

#### ア 自動測定機による光化学オキシダント

自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や VOC (揮発性有機化合物) が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと『光化学オキシダント』と呼ばれる物質が発生し、白くモヤがかかった『光化学スモッグ』と呼ばれる状態になることがあります。この光化学スモッグは、4月から10月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなります。

平成19年度は、刈谷市において、光化学オキシダントが主原因となる光化学スモッグの緊急時の措置による予報等の発令はありませんでした。

#### イ 光化学オキシダント経年変化

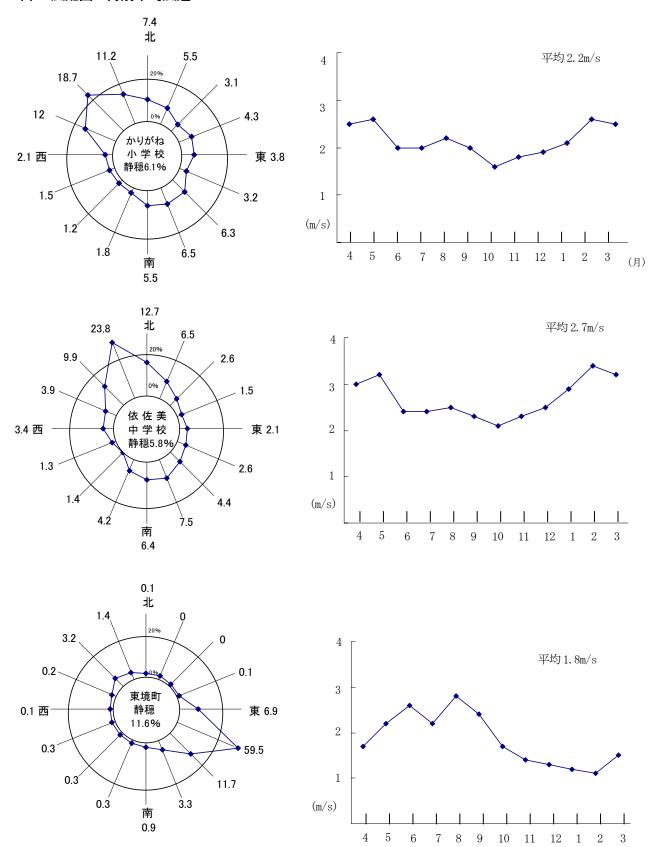
#### 刈谷市役所

項目	昼間側 定日数	昼間測 定時間	昼間年 平均値		えた時間	値が 0.0  数及び目		以上。	の1時間 となった® V割合		昼間の1 時間値 最高値	環境基準の 適 否	
度	(目)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(適○·否×)
12	365	5384	0.024	252	4. 7	67	18. 4	0	0	0	0	0.111	×
13	364	5334	0.022	68	1.3	29	8.0	0	0	0	0	0.084	×
14	361	5335	0.021	56	1.0	25	6.9	0	0	0	0	0.088	×
15	366	5421	0.020	58	1. 1	15	4. 1	0	0	0	0	0.084	×
16	351	5149	0.026	313	6. 1	70	19.9	0	0	0	0	0.111	×
17	365	5409	0.027	262	4.8	72	19. 7	1	0	1	0.3	0. 121	×
18	362	5325	0.025	193	3.6	51	14. 1	0	0	0	0	0.095	×
19	366	5385	0.027	199	3. 7	54	14.8	0	0	0	0	0.106	×

#### ウ 光化学スモッグの発令基準

発令区分	発令基準
 予報	オキシダント濃度が 0.08ppm 以上となり、かつ、気象状況からみて注意報以上の
1、共区	状態が発生することが予想されるとき
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継
<b>住息報</b>	続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度が 0.24ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継
音報	続すると認められるとき
重大警報	オキシダント濃度が 0.40ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継
里八青報	続すると認められるとき

## (6) 風配図・月別平均風速

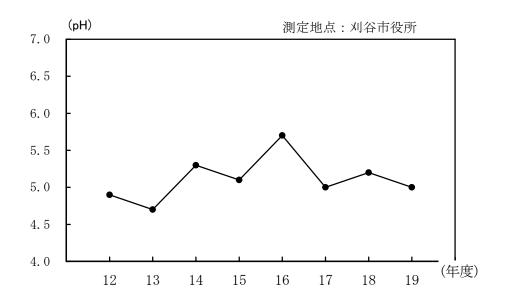


静穏:風力0 (風速0.3m/s未満)

#### (7) 酸性雨測定結果

雨水の pH (水素イオン濃度) は大気中に含まれる二酸化炭素との平衡により、25℃・1 気圧の条件下では pH5.6 程度の弱酸性を示すと言われ、pH5.6 以下の雨を一般的に酸性雨と呼んでいます。過去の調査結果では、pH3.5 未満の強い酸性雨は見られませんでした。

#### ア 水素イオン濃度経年変化



年 度 測定局	12	13	14	15	16	17	18	19
刈谷市役所	4. 9	4. 7	5. 3	5. 1	5. 7	5. 0	5. 2	5. 0

#### イ 月別水素イオン濃度

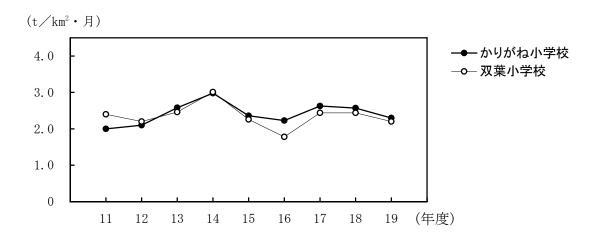
採取月測定地点	4	5	6	7	9 ±**	9 ™	10	11	12	1	2	3
刈谷市役所	4.8	5. 3	5. 0	4. 9	4. 2	4. 9	5. 3	4. 9	4. 7	5. 5	5. 1	5. 7

※8月にサンプルが採取できなかったため、9月、に上半期、下半期に分けて2度調査を実施した。

#### (8) 降下ばいじん量測定結果

大気中の粒子物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって、地上に降下したものです。原因は、重油等の燃焼に伴い大気中に放出された物及び、風により舞い上げられた土砂等であります。測定値は、条件(測定場所、気象等)の影響を受けるため基準等は設定されていませんが、 $5 \text{ t/km}^2 \cdot$  月以下が望ましいとされています。本市においては、いずれの測定局においても年平均値がその数値を下回っています。

#### ア 降下ばいじん総量経年変化



(単位:t/km²·月)

年 度 測定局	11	12	13	14	15	16	17	18	19
かりがね小学校	2.0	2. 1	2. 6	3.0	2. 4	2. 2	2. 6	2.6	2.3
双葉小学校	2. 4	2. 2	2. 5	3. 0	2. 3	1.8	2. 4	2. 4	2. 2

#### イ 月別降下ばいじん総量

(単位:t/km<sup>2</sup>·月)

別定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
かりがね小学校	3. 12	3. 27	2. 98	2. 25	2. 23	1. 91	1. 77	欠測※	2. 07	1.87	1. 43	2. 60
双葉小学校	2. 46	3. 86	1. 90	2. 39	2. 70	2. 33	1. 88	1. 27	1. 87	1. 52	1. 37	2.80

※11月が藻が繁殖してしまい正確な計測ができなかったため、欠測とする。